

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の
整備に関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	26
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）	27
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）	28

改 正 案	現 行
（公開買付けの適用除外となる買付け等） <u>第七条</u> 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。ただし、<u>第四号及び第五号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。</u> 一 （略） 二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が同号イの交換により行う株券等の買付け等 三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が同号ハの交換により行う株券等の買付け等 （削る）	（公開買付けの適用除外となる買付け等） <u>第六条の二</u> 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。 一 （略） 二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等 三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等 四 <u>特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割</u>

四 法人等の行う株券等の買付け等であつて、当該法人等に対して

その総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）を有する法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

五 株券等の買付け等を行う者と当該株券等の買付け等を行う者の

親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の百分の三十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの

合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等

その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの規定を同法

規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。

（の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。以下同じ。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の買付け等（前号に掲げるものを除く。）

六 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該株券等の買付け等

七 担保権の実行による株券等の買付け等

八 事業の全部又は一部の譲受けによる株券等の買付け等

九 十一（略）

十二 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九條第二項第一号及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をい

第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八 担保権の実行による特定買付け等

九 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十 十二（略）

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九條第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以

う。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者（第十七号、第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において「第一種金融商品取引業者」という。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十三・十四 （略）

十五 株式等売渡請求（会社法第七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが次条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

十六 公開買付けによる株券等の買付け等を行う者が当該株券等の発行者が発行する株券等について当該公開買付けによらずに行う株券等の買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものの

下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四・十五 （略）

十六 株式等売渡請求（会社法第七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが第八条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

（新設）

イ 当該買付け等に係る買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下イ及び次条第三項において同じ。）が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回ること。

ロ 当該買付け等に係る株券等の受渡しその他の決済が当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済と同時に終わること。

ハ 当該買付け等の相手方が当該公開買付けの内容を認識した上で当該買付け等に係る契約を締結したこと。

ニ 当該公開買付けに係る公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）及び公開買付届出書（同条第二項に規定する公開買付届出書をいう。ホにおいて同じ。）において法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付していないこと。

ホ 当該公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）においてハに規定する契約があること及びその内容を明らかにしていること。

十七 第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者、信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）又は外国信託業者（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。）がその業務に関して行う株券等の買付け等のうち、当該買付け等によ

（新設）

つてこれらの者が当該株券等の発行者の事業活動を実質的に支配するおそれがないものとして内閣府令で定める株券等の買付け等
法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。)としての議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含む。)を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約(法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。)その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株券等の売買の一方の予約を行っている場合(当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。)

五 株券等の売買に係るオプションの取得(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を

取得するものに限る。」をしている場合

六 その他内閣府令で定める場合

3

法第二十七条の二第一項第一号に規定する買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合は、内閣府令で定めるところにより、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を、当該株券等の買付け等を行う日（以下この項において「買付日」という。）における当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数に当該株券等の買付け等を行う者及びその者の特別関係者（同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。次条第五項第三号において同じ。）の所有（前項各号に掲げる場合を含む。）に係る当該発行者の発行する第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（法第二十七条の二第八項第一号に規定する議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を加算した数で除して得た割合が百分の一未満である場合とする。

一 当該株券等の買付け等に係る株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数と当該株券等の買付け等を行う者が買付日前一年間に行つた当該発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等及び法第二十七条の二第一項ただし書に規定する適用除外買付け等を除く。）に係る株券等に係る議決権の数を合計した数

二 株券等の買付け等を行う者が買付日前一年間に行つた当該発行者の発行する株券等の売付け等（法第二十七条の二第六項に規定

（新設）

する売付け等をいい、当該株券等の買付け等を行う者の特別関係者（同条第七項に規定する特別関係者をいう。）に対する売付け等及び売付け等の後において当該売付け等に係る株券等について前項各号に掲げる場合に該当する場合における当該売付け等を除く。）に係る株券等に係る議決権の数

4| 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

5| 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 （略）

6| 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第六号から第十七号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（削る）

（新設）

2| 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 （略）

3| 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。））、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

4| 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める取引は、

(削る)

第二項第一号に掲げる取引とする。

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含む。）を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株券等の売買の一方の予約を行っている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使

により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を
取得するものに限る。」をしている場合

六 その他内閣府令で定める場合

2 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間は、
三月とする。

3 法第二十七条の二第一項第四号の株券等の取得に係る政令で定め
る割合は、取得しようとする株券等の発行者が発行する株券等の総
数の百分の十とする。この場合において、当該割合の算定は、株券
等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行
うものとする。

4 法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付
け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政
令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行
する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合
の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定める
ところにより行うものとする。

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める期間は、
当該株券等につき行われている公開買付けに係る公開買付届出書（
法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）に記
載された株券等の買付け等の期間の開始日から当該期間の終了の日
までとする。

6 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める割合は、
買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の

百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一 前条第二項第二号及び第三号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後における株券等買付者（株券等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 株券等買付者が行う株券等の取得（株券等の買付け等及び法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行う株券等の取得を株券等買付者が行う株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得として行われる株券等の買付け等

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告を行った日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）を

九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は、算入しない。)以上で六十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)以内とする。

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格は、当該株券等の種類及び内容に応じ、全ての応募株主等(法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。)について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、その者に特別関係者がある場合にあっては、当該特別関係者の同項に規定する株券等所有割合を加算したものをいう。第十四条第一項第二号イにおいて同じ。)の合計が三分の二以上となるときは

行つた日から起算して二十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は、算入しない。)以上で六十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)以内とする。

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下、全ての応募株主等(法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。)について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。以下、

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行する全ての株券等(公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等(法第二十七条

、当該株券等の発行者が発行する全ての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等を含む。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6
(略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、その者が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。第三項から第五項までにおいて同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この項から第三項までにおいて「特別資本関係」という。）を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等との関係とする。

(削る)

(削る)

の二第六項に規定する売付け等という。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6
(略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 その者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 その者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）

二 その者が他の法人等に対して特別資本関係を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該他の法人等

三 その者に対して特別資本関係を有する個人及び法人等

3 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議

係」という。）にある場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 その者の役員

二 その者が他の法人等に対して特別資本関係を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該他の法人等及びその役員

三 その者に対して特別資本関係を有する個人及び法人等並びに当該法人等の役員

3 個人（その親族を含む。以下この条において同じ。）とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係

決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(公開買付者の関係者)

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等（銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三五第一号において同じ。）

二 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項にお

る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(公開買付者の関係者)

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等（銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三五第一号において同じ。）

二 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項にお

て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・三 (略)

四 第七条第一項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる買付け等をする場合

五 (略)

六 第七条第一項第十四号及び第十六号に掲げる買付け等をする場合

七・八 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 剰余金の配当又は金銭の分配(投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。)

四 当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行う日より前の日を基準日(会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項に規定する基準日又は外国の法令におけるこれらに相当する日をいう。)として前三号に掲げる行為を行う旨の決定

2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・三 (略)

四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五 (略)

六 第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七・八 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 第十四条第一項各号に掲げる事情が生じた場合において、内閣府令で定めるところにより、買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長しても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして金融庁長官の承認を受けたとき 当該承認を受けた期間

三・四 (略)

(買付けの期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（同条第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、当該上場株券等の種類及び内容に応じ、全ての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第二項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募

一 (略)

二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

(新設)

三・四 (略)

(買付けの期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第二項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付

株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4～6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う第一種金融商品取引業者又は銀行等

二 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(削る)

者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4～6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等

二 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第二項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十七条の十二	(略)	(略)
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項第二号及び第二項第二号	第二十七條の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七條の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項第二号
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第二項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十七条の十二	(略)	(略)
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項及び第二項	第二十七條の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七條の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

（株券等の引渡請求権を有する者に進ずる者等）

第十四条の六 （略）

2 法第二十七条の二十三第三項第三号に規定する政令で定める目的は、株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等若しくは当該株券等の発行者が発行する他の株券等を取得する目的又は当該発行者に対して当該デリバティブ取引に係る権利を有することを示して法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行い若しくは当該デリバティブ取引の相手方が保有する当該発行者が発行する株券等に係る議決権に影響を及ぼす目的とする。

（個別の権利行使ごとの合意）

第十四条の六の三 法第二十七条の二十三第五項第三号に規定する政令で定める合意は、株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとする。

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

（株券等の引渡請求権を有する者に進ずる者）

第十四条の六 （略）

（新設）

（新設）

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

(削る)

- 一 その株券等の保有者が会社に対して当該会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。次項において同じ。）の名義をもつて所有する関係を有する場合における当該株券等の保有者（以下この号、次号及び次項において「支配株主等」という。）と当該会社（次号及び次項において「被支配会社」という。）との関係（略）
 - 三 その他前二号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係
- (削る)

- 2 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして前項及びこの項の規定を適用する。
- 3 第四条の四第三項の規定は、第一項第一号及び前項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

この場合において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百

一 夫婦の関係

- 二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係
 - 三 (略)
 - 四 その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係
- 2 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
 - 3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。
 - 4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

。この場合において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二

三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号及び第五号において同じ。）に対して提案する行為（第四号に掲げる事項を提案する場合にあつては、特定の者を指定して行うものに限る。）とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 （略）

三 代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員

員の選任若しくは解任

四 役員

五 役員の構成の重要な変更（役員の数又は任期に係る重要な変更

百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 （略）

三 代表取締役の選定又は解職

（新設）

四 役員の構成の重要な変更（役員の数又は任期に係る重要な変更

を含み、前二号に掲げるものを除く。）

(削る)

(削る)

六〇十二 (略)

2・3 (略)

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。)を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。))及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行う場合を除く。)とする。

一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合

イ (略)

ロ 金融機関(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲

を含む。)

五 支配人その他の重要な使用人の選任又は解任

六 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止

七〇十三 (略)

2・3 (略)

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。)を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。))及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行う場合を除く。)とする。

一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合

イ (略)

ロ 金融機関(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲

げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）を相手方とする法第二十八條第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの

ハ〜ヘ（略）

二・三（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十條 長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一〜三（略）

四 第九條の三第五項及び第十四條の三の四第五項において準用する第四條の二の四第三項並びに第十三條第二項第二号ハの規定による承認

2（略）

（犯則事件の範囲）

第四十五條 法第二百十條第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一（略）

げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）を相手方とする法第二十八條第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの

ハ〜ヘ（略）

二・三（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十條 長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一〜三（略）

四 第九條の三第五項及び第十四條の三の四第五項において準用する第四條の二の四第三項の規定による承認

2（略）

（犯則事件の範囲）

第四十五條 法第二百十條第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一（略）

二 法第百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪
三〇九 (略)

二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪
三〇九 (略)

改 正 案	現 行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 （略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第一項第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二 五十一 （略）	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 （略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二 五十一 （略）

改 正 案	現 行
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第一項第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二〇五十一 （略）	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二〇五十一 （略）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第百九十七条の二第一項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第百九十七条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七条第一項、第九十七条の二第一項(第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十八条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十九条、第二百条(第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百三条第三項、第二百五条(第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。又は第二百七条第一項(第一号(同法第九十七条の二第一項に係る部分に限る。)、第二号(同法第九十七条の二第一項に係る部分に限る。)、第三号(同法第九十八条第一項に係る部分に限る。)、第四号(同法第九十九条に係る部分に限る。)、第五号(同法第二百条に係る部分に限る。))及び第六号(同法第二百五条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の罪

十四〇四十七 (略)

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七条第一項、第九十七条の二(第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十八条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十九条、第二百条(第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百三条第三項、第二百五条(第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。又は第二百七条第一項(第一号(同法第九十七条の二に係る部分に限る。)、第二号(同法第九十七条の二に係る部分に限る。)、第三号(同法第九十八条第一項に係る部分に限る。)、第四号(同法第九十九条に係る部分に限る。)、第五号(同法第二百条に係る部分に限る。))及び第六号(同法第二百五条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の罪

十四〇四十七 (略)